

愛媛県教育委員会11月定例会会議録

1 開会の日時及び場所

平成22年11月18日（木）午後1時00分

愛媛県庁 第一別館 教育委員室

2 委員定数

6人

3 出席委員

委員長 松岡義勝 委員 伊藤剛吉 委員 井上弘子

委員 西田真己 委員 関 啓三 教育長 藤岡 澄

4 欠席委員

なし

5 会議に出席した公務員の職氏名

副教育長 保木俊司

指導部長 福本純一

文化スポーツ部長 荒本 司

教育総務課長 名智 満

教職員厚生室長 藤井晃一

生涯学習課長 橋本健治

義務教育課長 越智眞次

高校教育課長 竹本公三

人権教育課長 新谷和志

特別支援教育課長 西原昇次

文化振興課長 伊藤 充

文化財保護課長 杉本 譲

保健スポーツ課長 大川晃平

国民体育大会準備室長 田中仁志

6 会議の概要

(1) 開 会

委員長 午後1時00分開会を宣する。

委員長 議案第55号公立小学校長の懲戒処分について及びその他の協議案件の表彰案件2件については、人事案件であることから、審議を非公開とすることを発議する。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 議事の進行上、公開案件を先に審議することについて発議する。

全委員 異議ない旨答える。

(2) 10月定例会及び臨時会会議録の承認

委員長 10月定例会及び臨時会会議録の承認について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(3) 教育長報告

平成18年度検定高校歴史教科書採択無効等確認請求控訴事件の判決について

委員長 報告を求める。

教育総務課長 151名の原告から提起されていた平成18年度検定高校歴史教科書採択無効等確認請求訴訟について、平成22年11月4日、高松高裁において控訴棄却の判決が言い渡された旨、及び高松高裁の判断は、第1審で却下された採択の無効確認及び取消請求に係る訴えは不適法で、棄却された損害賠償請求については理由がなく、原判決に対する控訴人らの主張は独自の見解に基づくものであり採用できないというものであった旨報告する。

(4) 議 事

専決処分の承認

委員長 専決処分について報告を求める。

教職員の報賞について

義務教育課長 死亡した公立小学校教員に対し、愛媛県教職員報賞規程に基づき報賞することについて、愛媛県教育委員会教育長専決規則に基づき専決処分した旨報告し、承認を求める。

委員長 意見を求める。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 承認する旨宣する。

(5) その他

平成23年4月1日付教職員人事異動基準について

委員長 協議題の説明を求める。

義務教育課長 平成23年4月1日付けの教職員の人事異動について、その適正を期すため定める基準案を説明する。

委員長 意見を求める。

井上委員 小中学校における事務の共同実施に関し、懸念される事項について質問する。

義務教育課長 中核校に職員を集中して配置するため、小規模校の職員が減り、電話の取次ぎなどで一部不便が生じている旨説明する。

伊藤委員 配布資料について、今後は新旧対照表を作成するなど変更点を分かりやすくしてもらいたい旨意見を述べる。

委員長 主幹教諭を配置したことによる成果について質問する。

義務教育課長 主幹教諭を設置して4年目であり、主幹教諭は校長の命により教員を指導することが可能であることから、校長の教育目標を具現化しやすくなった旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

委員長 以後の案件を非公開とする旨宣する。

(6) 議 事

議案審議

委員長 議案第55号を上程する。

○議案第55号 公立小学校長の懲戒処分について

委員長 議案説明を求める。

義務教育課長 児童生徒健康診断票について、管理状況及び担当養護教諭に対する指導が不十分であったため紛失したこと、及び事件発生後の対応も適切ではなかったことから、公立小学校長を懲戒処分する原案を説明する。

委員長 原案について意見を求める。

西田委員 健康診断票は紙以外にデータで保管していないのか質問する。

義務教育課長 健康診断票は、従前から原簿を引き継いで紙のみで管理を行っている旨、及び児童生徒本人に健康手帳を配布して各自で確認できるようにしている旨説明する。

関委員 保存年限の5年が経過した健康診断票の処分方法について質問する。

義務教育課長 健康診断票は規程上の保存年限が5年となっているが、中学3年まで学年進行に伴い追記して作成しており、必要に応じて進学先の高校に引き継ぐなどしている旨説明する。

関委員 他の学校における健康診断票の管理状況について質問する。

義務教育課長 保健室内の施設が可能な場所に保管している学校が多い旨回答する。

関委員 今回の事件は特殊な事例といえるのか質問する。

義務教育課長 小学校においては学級担任が夏季休業中に健康診断票の手入れを行うことが多いため、中規模以上の学校においては同様の管理方法を採用するところがあるが、今回は無施設での管理を許可していた点が問題である旨説明する。

委員長 誰が健康診断票を持ち出したのか分からないような管理状況であったのか質問する。

義務教育課長 貸出簿などを作成することもできたと考えられるが、その指示を行っていないことも処分理由の一つである旨説明する。

委員長 今回は校長の管理・指導が不適切であったという本人の直接的な理由による処分であるが、担当の養護教諭の処分はどうか質問する。

義務教育課長 口頭訓告が適切と考えるが、具体的な処分内容は市が決定する旨回答する。

井上委員 当該校の現在の状況について質問する。

義務教育課長 健康手帳及び歯科医の再受診で可能な限り健康診断票

を復元している旨、及び現在は養護教諭2名が手入れを行い、校長からも管理体制に万全を期すことについて報告があった旨説明する。

保健スポーツ課長 他の学校について状況を確認したところ、基本的には保健室の施設可能な場所に保管されており、今回と同様に養護教諭の机の引き出し等に保管されている学校もあるが、管理状況は適切であった旨説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 原案のとおり可決決定する旨宣する。

委員長 議事を閉じる旨宣する。

(7) その他

平成23年秋の叙勲について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成23年秋の叙勲候補者について、教育功労（6名）及び学校保健功労（1名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

平成22年度県政発足記念日知事表彰について

委員長 協議題の説明を求める。

教育総務課長 平成22年度県政発足記念日知事表彰の被表彰候補者（4名）の推薦について説明する。

委員長 原案について諮る。

全委員 異議ない旨答える。

委員長 了承する旨宣する。

(8) 閉会

委員長 午後1時40分閉会を宣する。

以上会議のてん末を記録し、相違のないことを証するため署名する。